市長におけるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会会議録

１．開　催　日　令和８年９月 28 日
２．場　　所　全員協議会室
３．出　席　者　百上真奈、赤堀久実、陶山美佐、北山太加視、森中秀哲、福村教親
　　上田宗久
４．欠　席　者　中岡久徳
５．委員外議員　内原篤、山口康子
６．理　事　者　なし
７．証　　人　稲森市長
８．補　佐　人　弁護士　藤原規眞
９．事　務　局　城北市議会事務局長、藤岡議事課長、山口議事課副参事兼議事調査係長
　　久保議事課主幹
10．案　　件　１　証人への尋問
　　２　その他
11．会議の次第

（午後３時　開会）

委員長（百上真奈君）

ただいまより、市長によるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会を開会します。

ただいままでの出席委員数は７名、会議は成立しました。

会議録署名委員に森中委員お願いします。

本日の事項は、1「証人への尋問」、２「その他」です。

それでは、第１項「証人への尋問」を議題とします。

本日は、本件調査のため、先に議決いただきましたが、市長に再度尋問を行います。

それでは、証人、お入りください。

（証人　入室）

委員長（百上真奈君）

どうぞ、お座りください。

証人におかれましては、お忙しい中、再度ご出席いただき、ありがとうございます。本日は、先日の再尋問における新たな証言に関する事項及びそれに関連する事項について、尋問させていただきます。

本委員会の調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。

本委員会の証人尋問は、民事訴訟法の規定が準用されます。これにより証人は証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には証言を拒むことができます。

１、証言が証人又は証人の配偶者、４親等以内の血族若しくは３親等以内の姻族の関係にあり、又はあった者、後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合。

２、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合。

３、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者、又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨お申出ください。これら以外の場合は、証言を拒むことはできません。

もし、正当な理由がなく証言を拒んだ時は、６箇月以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金に処されることとなります。

さらに証人には、宣誓をしていただかなくてはなりませんが、証人又は証人の配偶者、４親等以内の血族若しくは３親等以内の姻族の関係にあり、又はあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受ける時は、宣誓を拒むことができます。これら以外の場合は、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした場合には、３箇月以上５年以下の拘禁刑に処せられる場合があります。

以上、証人の方はご承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人の宣誓を求めます。

傍聴の方を含め、全員ご起立願います。

（全員　起立）

委員長（百上真奈君）

証人、宣誓書の朗読を最後の氏名までお願いします。

証人（稲森市長）

宣誓、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和８年９月 28 日、稲森稔尚。

（証人　署名・押印）

委員長（百上真奈君）

では、皆さまご着席ください。

これより証言を求めますが、証言は求められた範囲を超えないこと、また発言の際には挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得るようにしてください。なお、発言は着座のままで結構です。

委員の皆さまに申し上げます。

本日は委員長の総括尋問は行いませんので、各委員から尋問をお願いいたします。

尋問に当たっては、個人の氏名及び法人名の発言にはご注意ください。また、尋問時間はおおよそ 60 分間以内としておりますので、尋問は簡潔・明瞭にお願いします。併せて、不規則発言、議事進行を妨げるような発言のないよう、よろしくお願いいたします。

ここで、補佐人の方に申し上げます。

補佐人におかれましては、次の条件をご承知おきください。

１、補佐人の助言は、証人が委員長の許可を得て、証人が補佐人に助言を求めた場合にのみ認めます。それ以外の助言はできません。

２、助言の範囲は、宣誓及び証言拒絶に関する事項に限られます。その範囲を超えると認めた場合、補佐人同席の許可を取り消す場合があります。

３、補佐人は助言以外に自ら発言することはできません。

４、補佐人の筆記用具の持ち込みは可としますが、助言は口頭によるものとします。

５、補佐人の席は証人席の後方としています。

なお、委員会への出席者として記録されること、費用弁償の対象とはならないことも併せてご承知おきください。

また、証人が補佐人に助言を求める際は、証人は助言を求める内容について、その都度、委員長の許可を得てください。

助言を求める内容によっては、助言を認めない場合がありますので、ご承知おきください。

それでは、証人への尋問を開始します。

各委員から尋問をお願いいたします。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

お願いします。

証人は９月 11 日に本調査特別委員会に対して証人尋問の実施方法に

関して申入書を提出されています。その経緯を説明お願いします。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

申立人や関係者職員については１度目の発言の機会、２度目の発言の機会があった。また、当初の申立書に何ら記載のないことが付け加えられたままで議論が進められようとしていました。

前々回の百条委員会では、市長をもう一度呼ぶべきではないかというご意見が出たそうなのですが、反対多数で認められなかったというふうに伺いました。

正に政治的な思惑を持った不公正な運営がされているのではないかというような懸念を持ちましたので、私自身再度発言をさせていただきたい。そして、申立書にない事柄を取り扱って、恣意的に議論が進められて欲しくないという思いで、発言の機会を求めたところです。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

分かりました。次の質問をします。

令和６年 12 月 26 日の朝８時 45 分頃ということだったと思いますが、資産経営課に行った際のやりとりです。そこが今申立人と食い違いのあるところなのですが、その際のやりとりを再度記憶に基づいて、順番に話してください。

資産経営課に到着されたところからスタートしてください。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

資産経営課のカウンターに行って、必ず契約解除してくださいよ。そういう話を少し強い口調でしたということは記憶をしています。

そうすると、すぐに 30 秒も経たないうちに当時の財務部長が出てこられたと思うので、もう言い争いというよりは、カウンターから離れてというような形でエレベーターの前に誘導されたというふうに思います。

そのとき、申立人の管理職から、私は論争というふうに以前言いましたけれども、言い合いになっていたというようなところです。

当時の財務部長からは「あなたは公人なのだから、落ちついて、落ちついて」というようなそんな声をかけられて市長室に戻ったという

のが流れです。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

色々とやりとりがあったところをしっかりと覚えている分をしっかりと一つ一つ記憶がある範囲で結構ですので、一つ一つ発言を確認させてください。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

カウンターから離れて、そこでは「何でできないのや」とか「いい加減なことをして、４年も放っておいて」いう発言はあったのかなというふうに記憶をしています。

ただ、もう財務部長が来て引き離された状態だったので、例えば、「いい加減なことをして」と言ったら、相手は「このやろう」と私に対して言ってきたというふうにも記憶をしていますし、一方的にこちらが叱り飛ばしたとかそういう形ではなくて、お互いの応酬があったものだというふうに認識をしています。

部長からは「あなたは公人なのだから、落ちついて、落ちついて」という声をかけられ、市長室のほうへ誘導されたというふうに記憶をしています。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

そうしたら、その一連のやりとりの中で「異動希望を書いてください」ということを申立人は言われたとおっしゃっています。その証言に関して、今説明してもらった中ではそれが出てきていないですけれども、そこのところはどういうふうに。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そのような発言をしたという認識は全くありません。

そこは当初申立書にもなかった部分が付け加えられた部分だというふうに認識をしています。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。

上田委員。

委員（上田宗久君）

今日はご苦労さまでございます。

12 月 26 日時点で異動希望を書いてくれとか言った言わないの話もありましたけれども、再度確認します。この 12 月 26 日の時点が一番大事なところでございますので、答弁があったかも分かりませんけれども、再度聞かせていただきます。

まず、再確認したいのですけれど、何を言って、何を言っていないか、それともももう１年半も経っているので、全く記憶にない部分もあるのか。そのことをお聞きします。

委員長（百上真奈君）

答えられますか。

証人。

証人（稲森市長）

発言をしたのは、契約不履行を起こした法人Ｂ社ですが、その契約不履行ということを根拠にして、速やかに契約解除をしてくださいということは言いました。そして、資産経営課長は私に対して、契約解除すれば違約金がもらえなくなるというような、そういう事実と違う虚偽の説明を私にしていたわけですので、そこはいい加減なことをしてというふうに怒ったというところだと思います。

処遇を下げるとか、そういう処遇に関わる発言というのは一切言っていません。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

処遇に関わる発言は一切ないと。異動希望については。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

もちろん異動希望を書いて出してくださいというような発言もしていません。前回も、そうお話をしました。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

申立人の上司の証言では、これ重なる部分もあるので申し訳ないですけれど、パワハラ発言があったとする事実を書面で申立人にまとめ

るように指示を出した。法務統括監とも相談して、12 月 27 日の午前中に副市長に報告をしたとの証言がありました。

委員長（百上真奈君）

上田委員、それは１回目の質問に出ているのですけれど。

委員（上田宗久君）

はい。重なる部分もあると思いますけれど、今、念を押して質問させていただきました。

そこで、前回の市長の証言で、パワハラ事案があったという報告は、副市長や他の誰からもでもなく、議会の西口議長から令和８年６月中旬に初めて聞いたということですが、これは事実ですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

はい、それも間違いありません。

委員長（百上真奈君）

質問が重ならないように、新たな証言について聞いてください。

上田委員。

委員（上田宗久君）

このような状況の中で１年半が経っているわけですけれど、録音データも聞かせていただきました。12 月 26 月以降の３回のレクチャーを録音データで聞かせていただきました。

このレクチャーは申立人や市長、副市長、財務部長、財務部次長を交えてのレクチャーだったと思いますが、非常に穏やかにやりとりが行われているような感じを受けて．．．

委員長（百上真奈君）

上田委員、質問をしてください。

委員（上田宗久君）

１年半の間に、市長とそういう関係もずっと１年半一緒に共同していろんな議案も提出されてきているわけですけれど、その間、市長は順調に市政の推進を考えられてきたかどうかそのことについて質問させていただきます。

委員長（百上真奈君）

質問のことについてですが、新しい証言に関する事項及びそれに関連した事項について、今日は市長に来ていただいて、その見解を伺っているわけですので、そのことについては、以前にも質問されたこともあるかと思うのですが、何のために質問しているか明確にしてもら

えますか。

上田委員。

委員（上田宗久君）

市長はパワハラの疑いをかけられるという認識を持っていたかどうかということを聞かせていただいているわけです。

委員長（百上真奈君）

分かりますか。答えられますか。

証人。

証人（稲森市長）

厚生労働省の方でパワハラ３要件というのがあるのは認識をしていますし、そこでは必要かつ相当な範囲を超えていない指示であるというふうに思っていますし、その後も、レクチャーのことを今おっしゃられましたけれども、当時の資産経営課長からもその後何度もレクチャーを受けていて、別にそこでもめるわけでもなく、穏やかに話し合いをしていたというふうに思っているので、いわゆるパワハラ３要件で言われるような、就労環境を継続して害したというような事実はないというふうに認識しています。

委員長（百上真奈君）

委員長からも質問の内容について幾つか指摘させていただいておりますが、それに関してですか。

福村委員。

委員（福村教親君）

前回の百条委員会で確認をとりました。新しい証言についてまたそれに関連する内容についての質問に限るということを確認しましたよね。今の上田委員の話では、全く関係ないところへ話が及んでいるので、そこは委員長しっかり采配してください。

委員長（百上真奈君）

今の発言ですけれども、もう一度新しい証言に関する観点かというところが、上田委員の認識が今問われていると思うのですけれども。新しい証言に関する事項です。２回目の証言というところをしっかりと押さえた質問になっているかどうかといえば、委員長としても疑問を持たざるを得ませんので、そこを踏まえて質問していただけませんか。

上田委員。

委員（上田宗久君）

これ重なっている部分があるかどうか分かりませんけれども、結局

ですね、市長にパワハラ発言の疑いがあるということは、西口議長から初めて聞いたという、前回の証言ございます。

これはパワハラであったという事実を自分では意識がなかったのかどうか、そのことを聞かせていただいているわけです。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

当然当時もそうですし、今日この今もパワハラはなかったというふうに確信をしています。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

これは百条委員会でまた議論する．．．

委員長（百上真奈君）

今百条委員会を開いていますよね。

委員（上田宗久君）

この後、証言を得た後に議論させていただきます。

以上です。

委員長（百上真奈君）

以上ですか。

他にございませんか。

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

よろしく願いします。

当時の財務部長の証言によりますと、12 月 26 日に課のカウンター付近で市長が「異動希望を書いてください」という発言をされた証言しています。

その証言について、市長はどのように捉えられていますか。部長からは発言があったと聞いているのですが、そのことを今市長は発言していないとおっしゃっていますが、間違いないですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

それは当初申立書にもなかった部分で、なぜ付け加えられたのかなという疑問を持たざるを得ません。

しかし、そういった発言はありませんので、部長の記憶違いか何か

なのかなというふうに思わせていただいています。

委員長（百上真奈君）

陶山委員。

委員（陶山美佐君）

ということは、部長が間違った発言をしている、記憶違いだという認識なのでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

私と認識が異なっているということだと思います。

委員長（百上真奈君）

他にございませんでしょうか。

私からなのですけれども、先ほど市長は、市長室に移動しているときに「公人なのだから、落ちついて、落ちついて」と財務部長から言われたと、それと関連するような証言で、財務部長から「あなたは市長でしょう。言葉に気をつけないと」というような発言をしたというふうな証言があったのですが、「あなたは市長でしょう。言葉に気をつけないと」ということを言われたという記憶はありますか。

証人。

証人（稲森市長）

そのような記憶はなくて、公人だったのか、市長なのだからというところはあるかもしれないのですけれども「落ちついて、落ちついて」と割と温かい感じで声をかけてくれたという印象があるので、そこははっきり覚えています。

委員長（百上真奈君）

他にないですか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

財務部長が「あなたは公人」若しくは「市長なのだから、落ちついて、落ちついて」と言ったことは、どの発言について言っていると思いますか。

つまり、落ちついていないから、そう言われたのではないのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

それはやっぱり課のカウンターでの数十秒間の論争というかやりとりがあったので、そのことに対して「落ちついて」というような声をかけてくれたのかなというふうに、あの時思いました。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

論争というからには、言う、言われるというやりとりがあると思うのですけれど、言ったこととしたら「いい加減なことをして」「４年間放っておいて」ですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そうですね、必ず契約解除しなければならないということであったり、いい加減なことをしてということであったり、４年間も放っておいてということだったと記憶をしています。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

そこで、もう一度聞きますけれど、必ず契約解除をしてと言いましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

言いました。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

そうしたら、申立人は何と言ってきたのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そこでは「これがご指示なのですね」というようなことを確認してきて、「そうなんです」と答えて、やっとこの人に伝わったのだというふうに思いました。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

次に、説明が事実と異なることについて「いい加減なことをして」というふうに、市長は言った。

それに対して、申立人は何ておっしゃいましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

そこで、例えば相手方に甘い発言をしていたとか、あるいは私に事実と異なる説明をしていたということを詳しく説明をしたわけではないので、「いい加減な仕事をして」いうことに対して「このやろう」というような、何か言い返しをされたというふうには記憶をしています。

私が一方的にというより、相手方も非常に高圧的な物言いをしてきたなというふうな記憶はあります。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

その段階でちょっと言い返しがありましたと。

あと４年間も放っておいて云々というのは、それよりも前の話ですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

それは電話の中でのやりとりですね。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

課のカウンターでは「４年間も放っておいて」の部分はないということですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

言い合いの中でいい加減なことをしてというような発言はしたのかなというふうに記憶をしています。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。

ちょっと私ももう一度最後に、先ほどの証言の中でも、契約不履行を理由に契約解除するように指示したということを一貫して証言しておられるのですけれど、ただ、事実と違う説明を受けたということを１回目の証人尋問で証言されまして、そして、再尋問のときにはそれは違うと２人の証人が説明をされたわけです。そのことについて、いつ知ったかと質問したときに、12 月 26 日以前に気が付きましたと前回証言されています。

なのに、12 月 26 日のやりとりの中で、説明は間違っていたではないか、私に違う説明をしているではないかということを申立人におっしゃいましたか。

証人。

証人（稲森市長）

そういうことは言っていません。

今すぐ契約解除してくださいということであったり、いい加減なことをしてということは言いましたけれども、細かいやりとりというのはしませんでした。

委員長（百上真奈君）

なぜそれを言わなかったのですか。

証人。

証人（稲森市長）

私に事実と違う説明をしていただけではなく、相手方の事業者に対しても、市長の反対を押さえているのだというような、そういう甘言をしていたということも含めて、もう全く私の公約や政策を実行する意思がないのだなというふうに考えていたので、結論として、速やかに契約を解除してくださいということを改めて伝えたということです。

委員長（百上真奈君）

そのことについては、再尋問のときに申立人はそのことについての説明をされております。

どういったことがあったか、甘言という意味ではなく、こういった説明をしたとか、こういったことが協議の中でありましたということを説明されているのですが、どちらにいたしましても、さらに１月 10 日にヒアリングがありましたし、２月にも２日間ありましたね。そういった中でもそういったことを一切市長は申立人に問いかけておられないのですか。

証人。

証人（稲森市長）

財務部長に「公人なのだから、落ちついて」というアドバイスをいただいたというのが大きかったので、そこはもう一度穏やかに話しながら契約解除を求めていかなければいけないということに、姿勢を改めてきたというところではないかと思います。

委員長（百上真奈君）

部下が事実と異なる説明をするということは、市長の立場から言わせたら大きな問題だと思うのですよ。

だけれども、とにかくそのことについては、公人だから穏やかにしてくださいというふうにたしなめられたから、そういったことについてもそれ以降は一切触れなかった、確認しようとしなかったということなのですか。

証人。

証人（稲森市長）

その後は、着々と契約解除に向けて動き出したなと、変わってきたなというような手応えも感じていたので、それは待ちましょうという穏やかな話し合いを、その後はずっと続けてきたと思うので、年が明けてからは、私の掲げている政策、公約に従って進んでいくのかなという期待感は持っていたというところです。

委員長（百上真奈君）

他にありませんか。

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

委員長の関連になるのですけれども、契約解除をしても違約金が貰えるのと、貰えないのとでは、本当にこれは大きな問題だと思うのですけれども、これを確認しないということは、やっぱり市長が市政を進めていく上で、粛々と契約解除に向かって進んでいたということではあるのですけれど、この違約金に関しては、大変重要なことだと思うのですが、敢えてなぜここは確認しなかったのかと感じるのですけれども、そこはいかがですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

それはもう契約書を見ていただいたら明確に書いてあるということだからです。契約不履行に基づいて契約解除をするということで、契約解除と違約金は関係がないということが明記されているという認識

に立っていたからです。

無催告解除ができる、市としては重い権限があるということは、年末から年始にかけては認識をしていたので、そこはもう間違いないというふうに、市としては強い権限を持っているのだという認識に立っていたからです。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

12 月 26 日の朝の段階では強い権限が契約上あるということは認識がなかったのだけれども、１月 10 日の打ち合わせのときにはもうその認識はあったわけですか。その間、開庁日の日数としたら１日か２日ですよね。その間に確認されたのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

詳しい時系列は記憶は定かではありませんが、その中で法務統括監が入ってくれて、もっと丁寧な説明がその後にあったので、この伊賀市が持っている契約内容というのは、市として非常に強い権限を持っているというそういう認識には立っていたというふうに思っています。少なくとも年明けの段階では、前に進んでいっているだろうなというような、年明けとか１月、２月の段階では、そういう認識は持っていました。

委員長（百上真奈君）

他に質問ないですか。

福村委員。

委員（福村教親君）

12 月 26 日当日、電話でなくて、課のカウンターに市長が来られたときに、申立人に異動希望を書いてください、あるいは処遇に関しての発言はしていませんか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

全くしていないというふうに認識しています。

委員長（百上真奈君）

他に、皆さんから質問はございませんか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

もうお話を聞くことはないと思うのですが、付け加えることがあればお願いします。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（稲森市長）

パワハラという名を借りて、市民の皆さんとお約束をした政策実現をしていこうという就任当初の市長の姿勢に対して、このような抵抗がある、そして私自身がこのように落とし入れられようとしている、きつい言い方かもしれませんが、このような状況になっているということを大変悔しく思っています。一人の管理職の方からこのような抵抗を受けるということは、大変残念で、悲しく思っています。

委員長（百上真奈君）

よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

他に質問もございませんので、これをもちまして本日の尋問を終了いたします。

証人におかれましては、ありがとうございました。

ご退席ください。ご苦労さまでした。

（証人　退席）

委員長（百上真奈君）

それでは、次に第２項その他について議題といたします。

委員の皆様からは何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

では、これまでの尋問内容等の整理に少しお時間をいただき、次回は打合せ会を開催し、これまでの証言内容について委員の皆様と共有いたしたいと思います。日時は追って通知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではこれをもって本日の委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後３時 38 分　閉会）